

平成24年(2012年)7月31日

湖東地域広域ごみ処理施設整備に関する住民説明会の開催について

このたび、湖東地域の新しいごみ処理施設の整備のため、候補地の地元住民説明会を開催しました。

これは、湖東地域のごみ処理の広域化を推進するために、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の各首長、彦根愛知犬上広域行政組合管理者で構成する湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会が、新ごみ処理施設の建設候補地の1つである彦根市三津町・海瀬町の2町住民を対象とし、広域ごみ処理施設建設の必要性、候補地となった経緯等につき、説明会を開催したものです。

この説明会の概要については、下記のとおりです。

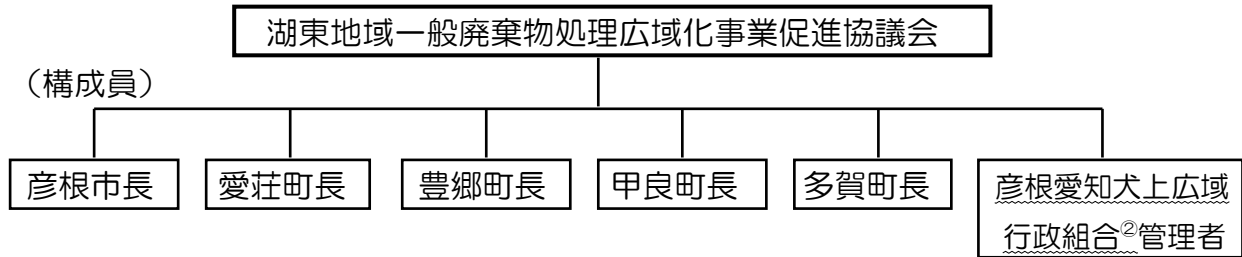
記

- 1 日 時： 平成24年7月14日(土) 午後7時30分から午後9時まで
- 2 場 所： 彦根市海瀬町 かいぜ寮・作業棟
- 3 出席者： 会長、幹事長、幹事2名、事務局3名、コンサルタント1名
- 4 参加者： 彦根市三津町・海瀬町住民 約80名
- 5 開催主旨： 湖東地域広域ごみ処理施設整備について、広域化の必要性、施設の概要、建設候補地となった選定経緯を説明し、建設予定地を選ぶ判断をするために行う調査に対する理解および協力を求める。
- 6 説明会資料： ・別紙、説明会配布資料のとおり
- 7 説明会内容：
 - (1) 湖東地域広域ごみ処理施設整備について
 - ① 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会について
 - ② 広域化の必要性について
 - ③ 建設をしようとしている処理施設について
 - ④ 建設候補地の選定について
 - (2) 上記に対する質疑・応答等
- 8 備考：
 - ・当日頂いた質問については、整理したうえで地元に対し、回答をする予定

【湖東地域広域ごみ処理施設整備について】

1. 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会とは

湖東地域における一般廃棄物^①処理の広域化の推進を図るため組織されました。現在は、新しいごみ処理施設の建設候補地を選定しています。



(幹事) 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の担当課長。滋賀県湖東環境事務所、彦根市清掃センター、湖東広域衛生管理組合リバースセンターの所長等。愛知郡広域行政組合、湖東広域衛生管理組合、彦根愛知犬上広域行政組合の局長。

- (注) ①：主に各家庭から出される生活ごみで、事業者が出す産業廃棄物以外をいいます。
 ②：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で新ごみ処理施設の建設に関する事務を行なっている一部事務組合です。新ごみ処理施設を建設・運営する事業主体で、促進協議会の事務局が置かれています。愛荘町を除く1市3町の斎場、最終処分場の管理運営に関する事務も行っています。

2. 広域化の必要性について

《広域化の経緯》	
○平成 9年5月	ごみ処理の広域化についての国の通知
○平成11年3月	『滋賀県一般廃棄物処理広域化計画』策定
○平成13年6月	「湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会」組織化
○平成20年5月	『湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想』策定
○平成22年3月	1市4町が新ごみ処理施設の建設に関する事務を組合へ移管

〈マテリアルリサイクルの推進〉

- ・ごみの分別区分、品目を統一し集約して1つの施設で処理をすると、資源ごみ（金属類・びん、プラスチック類等）のリサイクルを効率的に行えます。

〈ダイオキシン類削減対策の推進〉

- ・1つの施設に集約化、一定量のごみを確保することにより、高温での連続燃焼が可能となり、ダイオキシン類の発生を抑制できます。
- ・排ガス処理設備の高度化が図れ、環境保全の面からも効果的です。

〈サーマルリサイクルの推進〉

- ・ごみの焼却熱による発電など、エネルギーとしての利用が可能となります。

〈コストの縮減〉

- ・各市町が個別に分別・処理を行うより、施設の建設費、運営費を減らすことができます。

3. 建設をしようとしている処理施設

◇ 熱エネルギー回収施設（新ごみ焼却施設）

- ・ 1市4町から発生する可燃ごみを処理します。
- ・ 1日あたり、最大処理能力 約154トンの施設を予定しています。
- ・ 焼却熱を利用した発電設備または温水を利用する余熱利用施設を併設予定です。

◇ マテリアルリサイクル推進施設（新リサイクルセンター）

- ・ 1市4町から発生する粗大ごみ、不燃ごみ、缶・金属ごみ、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック（トレイを含む）等のごみを処理します。
- ・ 1日あたり、最大処理能力 約53トンの施設を予定しています。
- ・ 不用品の補修、再生品の展示などのリサイクル啓発施設を併設予定です。

4. 建設候補地の選定について

〈選定の経緯〉

○平成20年 5月 彦根市石寺町地先の用地について、建設断念

○平成23年12月 新ごみ処理施設 建設候補地の選定調査開始

〈検討する土地の抽出要件〉

- ・ 1市4町全域を対象として、4ヘクタール程度のまとまった空地があること。
- ・ その空地にアクセスする道路があること。
- ・ 土地の取得の見込みがあること。

⇒ 4箇所を抽出

〈評価の方針〉

- ・ 安全・安心の確保 …… 地震・浸水・土砂災害などの災害面からの検討
- ・ 環境への配慮 …… 周辺への自然・生活環境への影響をできるだけ軽減
- ・ 親しまれる施設づくり …… 周辺の文化・歴史施設等との調和面からの検討
- ・ 計画的な財政運営 …… 施設建設・運営に要する費用面からの検討

○平成24年 4月 選定調査中間報告、第1回候補地選定会議開催

○平成24年 5月 第2回候補地選定会議開催

〈今後の検討方針〉… 現時点での課題事項について、さらに調査を進めていきたいと考えています。

【検討対象地の比較評価項目】

◆検討対象地の比較評価項目は、以下の26項目です。

評価の方針	項 目	
安全・安心の 確保の視点	01	活断層との位置関係
	02	災害関連法等の指定地区
	03	その他危険地域
	04	住宅との位置関係
	05	教育施設との位置関係
	06	医療・福祉施設との位置関係
	07	施設建設・稼動上の課題の有無
環境への配慮 の視点	08	自然関係法等の指定地
	09	その他重要な自然環境の有無
	10	農地関連法の指定地
	11	生活関連法の指定地
	12	道路混雑度
	13	収集運搬効率
	14	雨水放流先の状況
	15	施設建設・稼動上の課題の有無
親しまれる 施設づくり の視点	16	文化財関連法の指定地
	17	文化・観光施設との位置関係
	18	余熱利用施設等の地域貢献
	19	構成市町の位置関係
	20	他市町との位置関係
	21	施設建設・稼動上の課題の有無
計画的な 財政運営 の視点	22	地権者数
	23	造成費
	24	用水の確保
	25	財政上の優遇措置
	26	施設建設・稼動上の課題の有無